資料３

金融審議会
成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ
～貸金業法の柔構造化および社会情勢の変化を踏まえた規制の見直し

令和8年11月9日



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

○本日お伝えしたいこと

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

● 貸金業法の柔構造化と社会情勢の変化を踏まえた規制の見直し

貸金業法の柔構造化

✓ 一律規制からリスクベースの規制への見直し
「個人・法人の別、法人の規模等に応じて過剰貸付等のリスクが大きく異なることを踏まえ、資金需要者の属性に応じた登録制度及び業者規制の見直し」

社会情勢変化を踏まえた規制の見直し

✓ デジタル化の進展への対応
「書面交付や貸付条件等の掲示など、物理的手段を前提とした規制について、デジタル化の進展を踏まえた見直し」

✓ 業界内外の情勢の変化を踏まえた課題
「貸金業者数の減少など業界内外の情勢の変化を踏まえた見直し」

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

目次

Ⅰ．貸金業法の柔構造化について

①2006年の貸金業法改正 ・・・・5
②貸金業法改正に伴う業界健全化 ・・・・6
③貸金業法の一律規制に伴う課題 ・・・・7
④貸金業法の柔構造化の必要性 ・・・・8

Ⅱ．貸金業における社会情勢の変化に伴う課題

①デジタル化を踏まえた課題 ・・・・10
②業界内外の情勢の変化を踏まえた課題 ・・・・11

Ⅲ．規制の見直しの方向性

①貸金業法の柔構造化による見直し ・・・・13
②デジタル化を踏まえた見直し ・・・・14
③業界内外の情勢の変化を踏まえた見直し ・・・・15

Ⅴ.Appendix

①金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況 ・・・・17
②支部毎の所属協会員数 ・・・・18

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅰ．貸金業法の柔構造化について

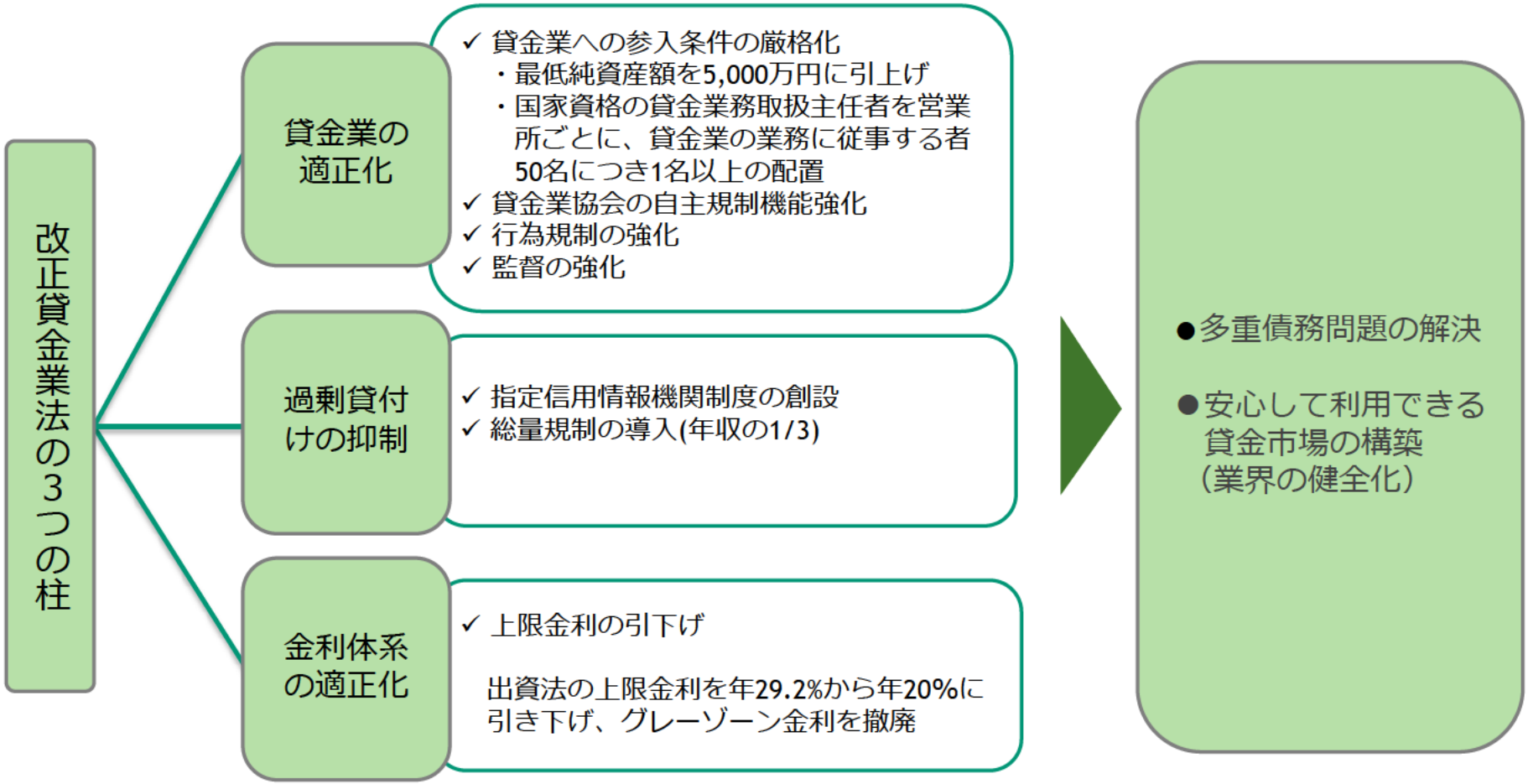
Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅰ-① 2006年の貸金業法改正

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

✓ 多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場の構築を目指し、2006年12月に改正貸金業法(※)が成立・公布され、2010年6月に完全施行

(※)貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律



Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅰ-② 貸金業法改正に伴う業界健全化

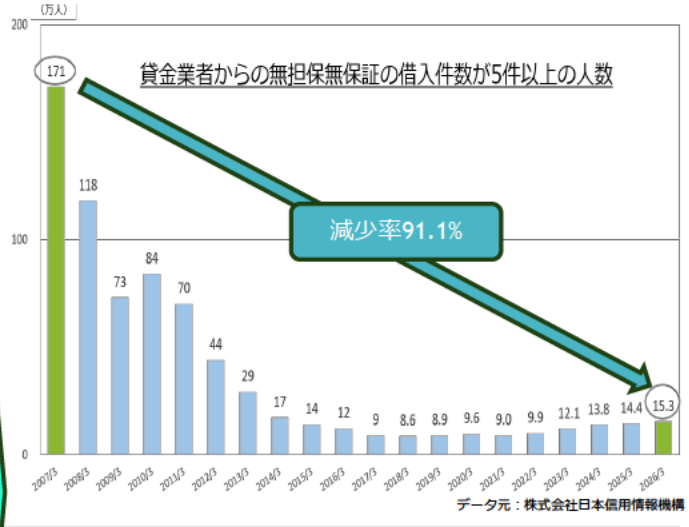
日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

✓ 貸金業法改正以降、主要指標は大きく改善しており、多重債務問題の解決や個人消費者保護の観点から、貸金市場の健全化は大きく進展

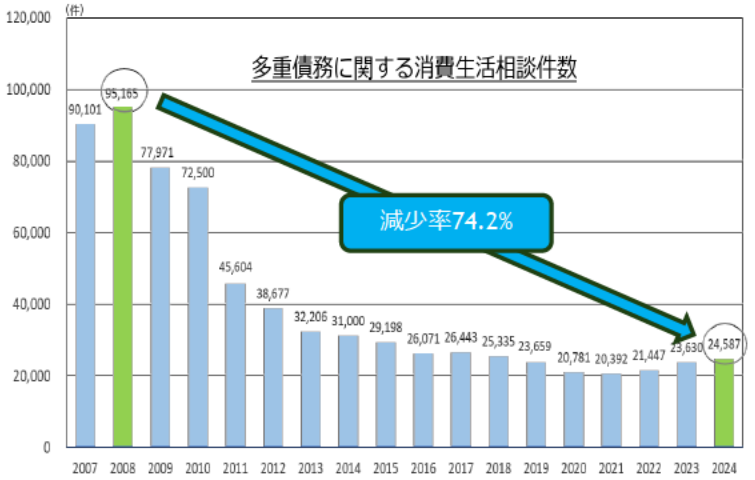
改正以降の主要指標の減少率

- 貸金業の適正化
- 過剰貸付けの抑制
- 金利体系の適正化

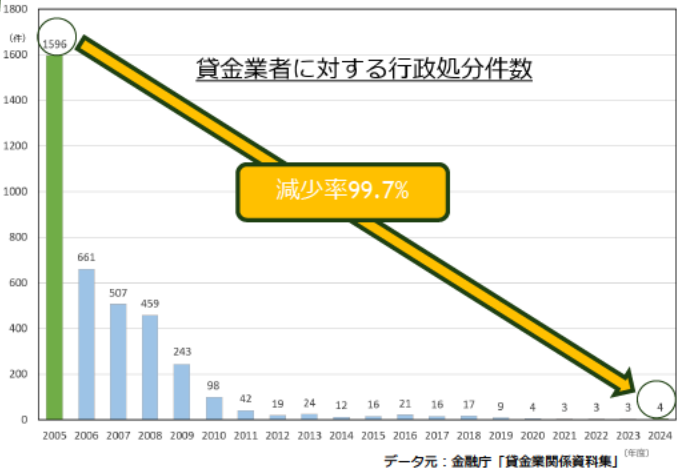
→ 業界健全化



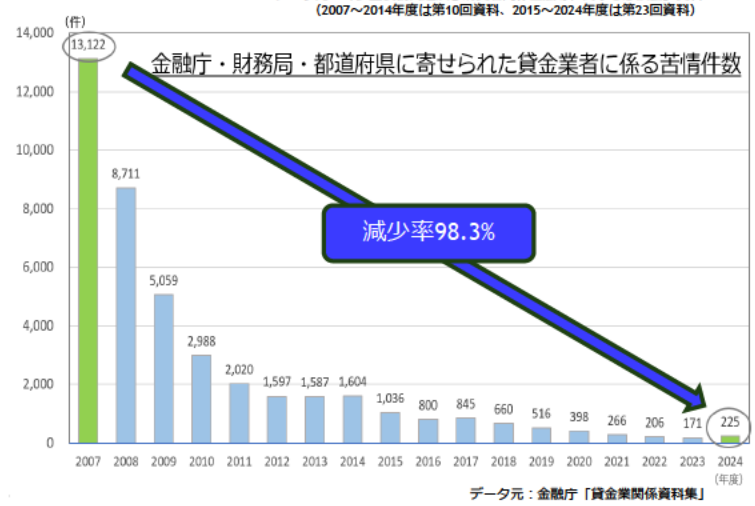
データ元：株式会社日本信用情報機構



データ元：「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」資料
（2007～2014年度は第10回資料、2015～2024年度は第23回資料）



データ元：金融庁「貸金業関係資料集」



データ元：金融庁「貸金業関係資料集」

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅰ-③　貸金業法の一律規制に伴う課題

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

✓ 多重債務問題の解決を目的とした貸金業法改正による規制は、**借入人の属性にかかわらず一律に適用**
✓ 借入人保護の観点から、個人資金需要者については、多重債務者の大幅な減少など一定の政策効果が認められる一方、**大企業向け貸付については、規制コストの過大性や成長資金供給機能への影響を懸念**

貸金業法の主な規制

【参入規制】
- 最低純資産額を5,000万円に引上げ
- 貸金業務取扱主任者を営業所ごとに貸金業の業務に従事する者50名につき1名以上の配置

【与信限度規制】
- 総量規制
- 上限金利規制

【その他行為規制】
- 契約締結前および契約締結時の書面交付義務
- 受取証書の交付義務
- 貸付条件等の掲示、標識の掲示、帳簿の備付
- 取立行為規制等

一律規制

借入人属性	金融知識、交渉力	借入人保護水準	現状評価および課題
上場企業、大企業、関係会社	金融･財務知識、交渉力高	最小	高い金融･財務知識と交渉力を有し、要保護性は低い一方、書面交付義務等が一律に課され規制コストが過大
中小企業	金融･財務知識限定的、交渉力中		一定の保護を要するものの、要保護性の程度に比し書面交付義務等が事務負担
個人事業主	金融･財務知識限定的、交渉力低		個人の資金需要者保護の観点から、現行規制は維持。一方デジタル化等の課題あり
個人資金需要者	金融･財務知識、交渉力とも低	最大	

貸金業法の一律規制に伴う主な具体的課題

✓ 大企業向け貸付にも個人資金需要者向け貸付と同様に契約締結前・締結時書面の交付義務が課されおり、事務負担が過大
✓ 「関係会社のみへの貸付」を行う場合は貸金業登録が不要とされているため規制の対象外。一方、貸金業登録業者が関係会社向け貸付を行う場合には規制の対象となり、要保護性の乏しい取引に対して過大な規制コスト

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅰ-④　貸金業法の柔構造化の必要性

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

- ✓ 中小企業・個人事業主・個人資金需要者の保護を目的とした規制を維持しつつ、**<u>大企業向け貸付や関係会社向け貸付における規制コストを抑制する必要</u>**
- ✓ 資金決済法や金融商品取引法における第１種事業者・第２種事業者の区分を参考とした、事業内容や貸付対象に応じた規制区分の導入や、大企業向け貸付、関係会社向け貸付規制の見直しなど、**<u>過剰貸付等のリスクの程度に応じた貸金業法の柔構造化が必要</u>**

借入人属性	借入人保護水準	現状評価および課題	貸付先業態区分明確化	規制精緻化対応
上場企業、大企業、関係会社	最小	個人資金需要者向け貸付と同様の参入規制や書面交付義務等の適用による、大企業向け貸付における規制コストが過大 他方、中小企業・個人事業主に対しては保護の必要性を踏まえた規制水準が必要	Ex. ・大企業※向け ※会社法で定める大会社 ・関係会社向け	・契約関係書面の交付免除 ・関係会社向け貸付は貸金業法適用除外 ・利用者保護を確保しつつ、過剰貸付等のリスクの程度に応じた規制見直しの必要性
中小企業			・中小企業向け	・中小企業、個人事業主への保護の観点を踏まえた必要な規制
個人事業主			・個人資金需要者向け	・個人資金需要者については、現行保護規制は維持
個人資金需要者	最大	個人の資金需要者保護の観点から、現行規制は維持。一方デジタル化等の課題あり	・他上記以外	

柔構造化

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅱ．貸金業における社会情勢の変化に伴う課題

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅱ-①　デジタル化を踏まえた課題

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

- ✓ 2006年の貸金業法改正時に想定されていた「店舗・対面・電話・紙」を中心とする金融サービスの提供形態が「スマートフォン（以下「スマホ」）・電子交付・キャッシュレス・eKYC・データ連携」を中心とする形態へと大きく変化
- ✓ こうした環境変化にかかわらず、**営業所・掲示・書面交付等、従来の形態を前提とした規制が残存**

【貸金業界を取り巻くデジタル化】

項目	2006年頃（貸金業法改正時）	2026年現在	20年間の変化	貸金業への影響
①インターネット	個人利用率75.7% 利用者約8,754万人 (出典：総務省「情報通信白書」)	85.7%（2025年）	約10ポイント上昇 消費者向け貸付に占めるWeb完結型契約の割合96.4% 上記のうち消費者等の同意により電磁的方法による提供の割合100% ※大手消費者向け貸金業者へ聞き取り（2026.3）	Webは補助的手段から主要な顧客接点へ
②スマホ	制度・市場として未成熟 PC・携帯電話中心	世帯のスマホ保有率91.8%(2025年) (出典：総務省「情報通信白書」)	スマホが社会インフラ化	PC・携帯電話からスマホが主要な顧客接点
③キャッシュレス比率	現在の経済産業省指標の対象となるキャッシュレス比率は黎明期	58.0%・162.7兆円（2025年） （出典：経済産業省公表計数）	社会の決済手段が大きく変化	借入・入金・返済を電子的に完結する環境が確立
④ｅＫＹＣ	対面確認＋郵送等による非対面確認が中心。オンライン完結型・eKYCは制度化前	2018年に画像・ICﾁｯﾌﾟ等を利用したオンライン本人確認方法が制度化	対面本人確認 ⇒オンライン・本人確認	貸金業の本人確認・契約手続きが「対面・紙」前提から「非対面・電子」前提へ
⑤社会全体及び行政手続のＤＸ化	電子政府の黎明期。紙・窓口中心	デジタル庁が行政手続のデジタル化を推進。マイナンバー保有率も約8割	紙・窓口・物理的拠点 ⇒オンライン・データ連携	金融機関＋店舗中心の規制体系からオンライン・データ連携中心へ

【デジタル化を踏まえた課題】

- ✓ 大手消費者向け貸金業者の消費者向け貸付に占めるWeb完結型契約比率96.4%、同契約の電磁的方法による情報提供率100%の実態を踏まえた、顧客サービス向上等に資する紙媒体前提から電子媒体前提とした規制への転換
- ✓ 「店舗」から「デジタル」中心の取引形態への移行にもかかわらず、貸付条件等に関する営業所等掲示とホームページ掲載の双方を求める規制の柔軟化

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅱ-② 業界内外の情勢の変化を踏まえた課題

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

- ✓ 貸金業者数は2026年3月末1,430業者と2006年3月末比約90%減。行政処分件数は2024年度4件と2005年度比約99%減。規制強化、業者のコンプライアンス意識向上、問題業者の淘汰等により、**法令遵守や顧客保護を重視する業界構造に移行**
- ✓ リスク等に応じた継続的モニタリング等による監督手法の高度化。eラーニングを活用した貸金業務取扱主任者研修による法令等知識維持環境の整備
- ✓ 2007年12月の協会設立時（4,063会員）を前提に構築された全国47支部体制は、会員の減少（2026年3月末現在1,005会員）と行政手続きのデジタル化の進展等に伴う、財務局本局所在地に設置された拠点支部等への業務・人員の集約と他支部職員の非常勤化により、**無人支部を物理的に存置する必要性が大きく低下**

【貸金業界内外の情勢の変化】

項目	2006年頃（貸金業法改正時）	2026年現在	20年間の変化	貸金業への影響
①貸金業者数	14,236(Ａ)(2006年3月末)	1,473(C)（2025年3月末）1,430(2026年3月末)	約90%減少	業界規模・構造が大きく変化
②行政処分件数	業法改正前（2005年度）1,596件(B) 【参考：（B)/（A)＝11.2%】	2024年度　4件（D) 【参考：（D)/（C)＝0.3%】	約99%減少	規制強化、業者のコンプライアンス意識向上、問題業者の淘汰等により行政処分件数が大幅減少
③監督手法	【業法改正前】 事後チェック・違反摘発型 【業法改正後】 行政モニタリング・監督＋自主規制	・2018年「金融検査・監督の考え方と進め方」公表。一律・機械的検証から、規模・特性・リスクに応じた継続的モニタリングへ ・現在、オン・オフ一体、オフサイトモニタリング、対話、自主的改善、重大問題時の行政処分	－	リスク等に応じた継続的モニタリングなど監督手法が高度化
④貸金業務取扱主任者研修	集合型研修が中心	主任者講習はeラーニング＋会場講習。eラーニングは毎月開催、場所・時間を問わず受講可能（令和6年度82.5%がeラーニング受講）	集合研修中心からオンライン研修	貸金業務取扱主任者の法令等知識維持が常時可能な環境
⑤協会員数	協会設立時（2007年12月） 4,063会員	1,005会員（2026年3月末） 47都道府県中30県が10会員未満	約75%減少	47支部の一律維持の前提となる会員数が大きく変化
⑥支部数	４７都道府県支部	現在も47支部。一方、拠点支部での業務対応（有人12支部、無人35支部）	3/4が無人化	都道府県ごとの物理的な支部配置と支部機能の実態が乖離

【貸金業界内外の情勢の変化を踏まえた課題】

- ✓ 法令遵守・顧客保護態勢等の定期的チェックのため、3年毎の更新が必要な貸金業・貸金業務取扱主任者登録について、問題業者淘汰、法令遵守・顧客保護に係るモニタリング手法の高度化、貸金業務取扱主任者の法令等知識維持環境の整備状況を踏まえた、宅建業等の更新期間（5年）との均衡、貸金業者・行政機関双方の事務負担軽減の必要性
- ✓ 都道府県単位の支部設置義務により、行政機関や会員との連絡手段のデジタル化が進展した現在においても、業務量・地域特性・デジタル化の進展状況等を踏まえた柔軟な支部配置が困難

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅲ．規制の見直しの方向性

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅲ-①　貸金業法の柔構造化による見直し

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

①法人貸付(大企業)における契約関係書面の交付の免除

- 契約実務に精通している大企業については、個人資金需要者と同等の規制による保護の必要性は乏しいと考えられることから、契約締結前書面、契約締結時書面について省略可能とする

⇒借入れに係る契約事務負担の軽減、銀行等との規制水準の均衡により貸金業者からの資金調達が検討の俎上に載りやすくなり、大企業の資金調達先拡大に寄与

②貸金業者が行う関係会社等への貸付に係る規制の適用除外

- 貸金業登録をした場合であっても、関係会社等を対象とした貸付は、借入人保護の必要性が乏しいことから、規制の適用除外とする

⇒グループ内での円滑な資金調達により、グループ全体の機動的なキャッシュマネジメントに寄与

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅲ-②　デジタル化を踏まえた見直し

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

①電子媒体での情報提供義務の原則化（貸金業法第16条の２、第17条、第18条）

- 貸金業法完全施行後に【参考１】のとおり、大きく進展したデジタル化の実態を踏まえ、PC・スマホ等の端末で債権管理を可能とするため、**電子媒体による情報提供を原則とするなど、デジタル化に対応した規制への見直し**

【参考１】
消費者向け貸付に占めるWeb完結型契約の割合96.4%、左記契約のうち消費者等の同意により電磁的方法による提供の割合100%(大手消費者向け貸金業者者へ聞き取り (2026.3))

【参考２】
割賦販売法においては、令和３年４月の改正により、利用者の**事前の承諾を要することなく**、電子による利用明細等の提供が可能とされた。また、金融商品取引法においても、令和７年４月の改正により、金融商品取引契約に係る情報提供の媒体について原則書面からデジタルでの情報提供には、顧客に対する**告知**又は承諾で可能とする制度整備が行われている。
これらの制度改正は、デジタルツールの普及・定着を背景として、デジタルによる情報提供の方が、利用者に対する確実な情報到達、保存・検索の容易性等の面で書面よりも利便性が高く、顧客サービスの向上に資するとの考え方に基づくもの。

✓ 利用者にとっても、契約内容・利用残高・返済予定の随時確認や返済予定日の通知を通じた計画的な返済の支援、紙書類の紛失リスクの削減、郵便物による同居家族への借入情報漏えい防止などプライバシー保護の強化、高齢者・障がい者のアクセシビリティ向上といった利点を通じた利便性向上に寄与
✓ また、紙書類に係るコストをさらなるデジタル化や顧客サービスの向上に振り向けることで、アプリによる返済計画の提案など、顧客ごとの状況に応じた返済管理支援が可能となり、付加価値の高いサービスの提供が期待される
✓ デジタルを原則としつつ、利用者の求めに応じた書面交付の確保を通じた、デジタル化による利便性向上とデジタル対応が困難な利用者への配慮との両立

②貸付条件等に関する営業所等掲示とホームページ掲載の双方を求める規制の柔軟化

- 貸付条件等の掲示方法について、営業所等での掲示又はホームページ掲載のいずれかを選択できるようにする

⇒業務実態に即した情報提供の実現

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅲ-③　業界内外の情勢の変化を踏まえた見直し

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

①貸金業・貸金業務取扱主任者の登録更新期間を3年から5年へ

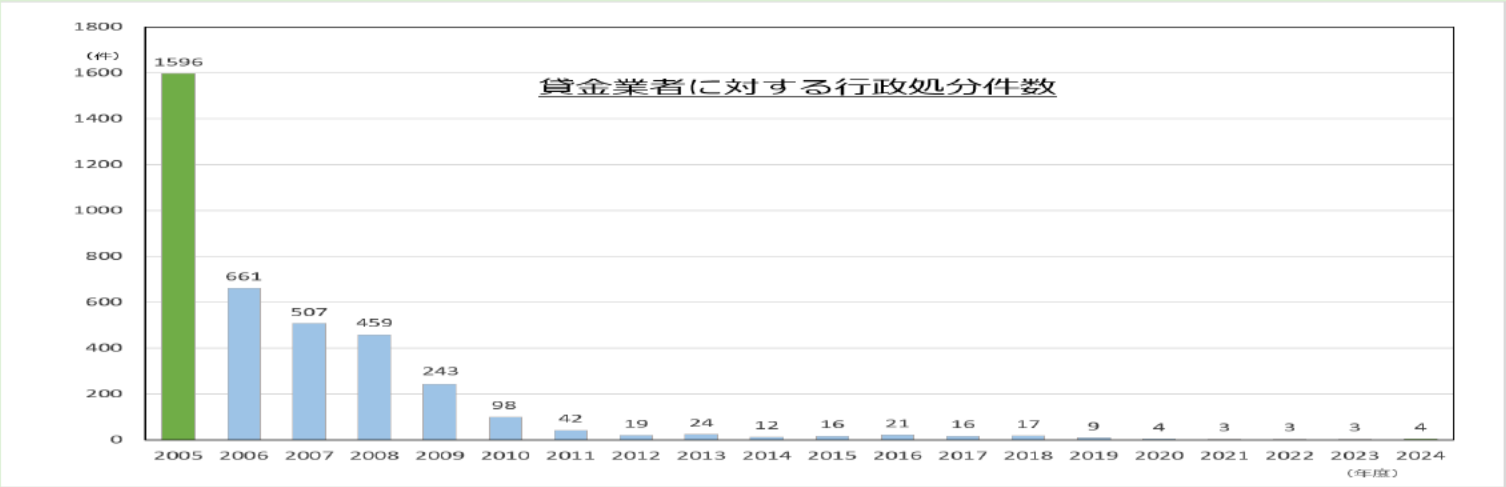
- 貸金業者における法令遵守態勢・顧客保護態勢の整備が進展するとともに、貸金業務取扱主任者の法令知識の維持状況を踏まえ、**更新期間を３年から５年に延長**する
- 少なくとも前回更新以降に行政処分を受けていない事業者については、監督上のリスクが相対的に低いと考えられることから、更新期間の延長を認めるなどの措置も検討に値するのではないか

【参考：他業法における免許・登録の有効期間との比較】
- 宅地建物取引業**５年**、マンション管理業**５年**、旅行業**５年**
- 宅地建物取引士**５年**、マンション管理業務主任者**５年**

⇒現状の貸金業法の規制目的は維持しつつ、貸金業者・行政機関双方の負担軽減

【参考：行政処分件数推移】

データ元：金融庁「貸金業関係資料集」



Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Ⅲ-③　業界内外の情勢の変化を踏まえた見直し

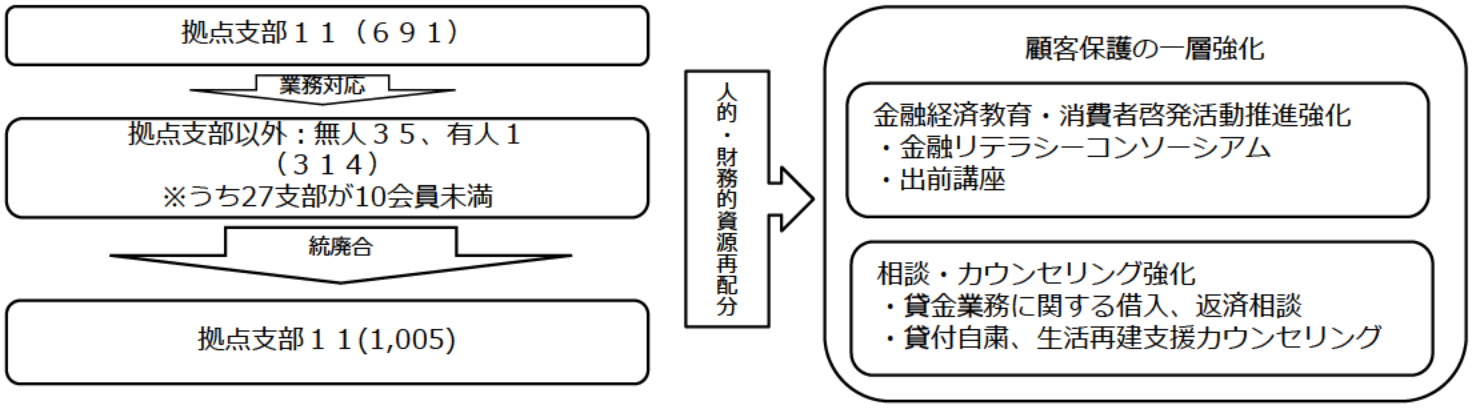
日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

②協会支部の統廃合

- 貸金業法改正以降、貸金業者数の大幅な減少、「金融庁電子申請・届出システム」の導入等登録（更新）申請・届出手続におけるデジタル化の進展、デジタルを活用した協会員への指導・連絡の定着を踏まえ、全国47都道府県への支部設置義務の在り方を見直し、財務局本局所在地に設置している**拠点支部を中心とした効率的かつ実務的な業務執行体制の構築**を可能とする

⇒本部と拠点支部が連携した**広域的な業務執行体制を確保しつつ、統廃合により生じる人的・財務的資源を**、自主規制機関としての機能強化、金融経済教育・消費者啓発活動の推進など、**法令遵守・顧客保護の一層強化に振向け**

【参考：支部統廃合イメージ】



（　）内：支部所属協会員数（2026年3月末現在）

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

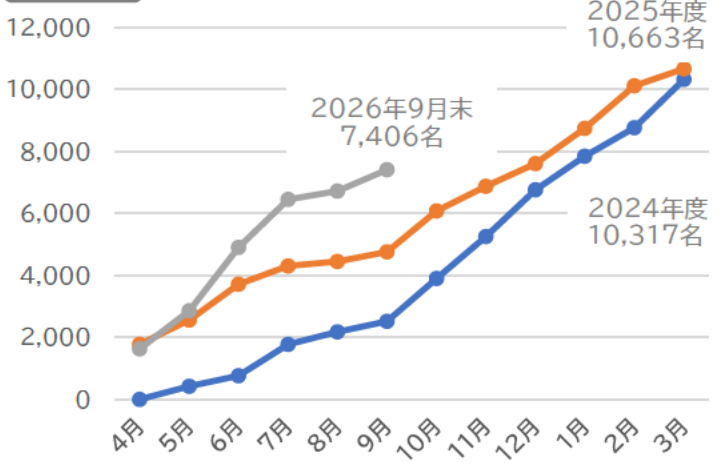
Appendix ①　金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

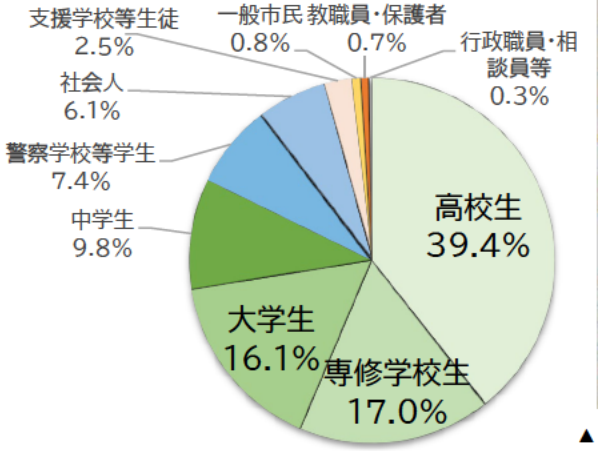
- ✓ 協会が協会加盟の大手貸金業4社と協働し、2023年6月に設立
- ✓ 質の高い金融経済教育の提供により資金需要者等の**金融リテラシー向上**に貢献するとともに、金融トラブル事例の情報発信、**金融犯罪の未然防止・拡大防止**などの消費者保護対策に取り組む

出前授業

受講者数



内　訳





▲ 2026年6月22日 / 神奈川県警察学校での授業風景

金融犯罪防止活動(例)

2024年9月から、銀行(「協力銀行」)との情報連携を開始し、金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報を、貸金業者が協力銀行に提供して口座凍結につなげる取組みを実施。



▲ 銀行・貸金業連携のイメージ

①被害者(顧客)から送金先の銀行口座情報を聴取
②被害者(顧客)から聴取した銀行口座情報を協力銀行へ提供
③協力銀行から口座凍結等の結果を共有

会　員

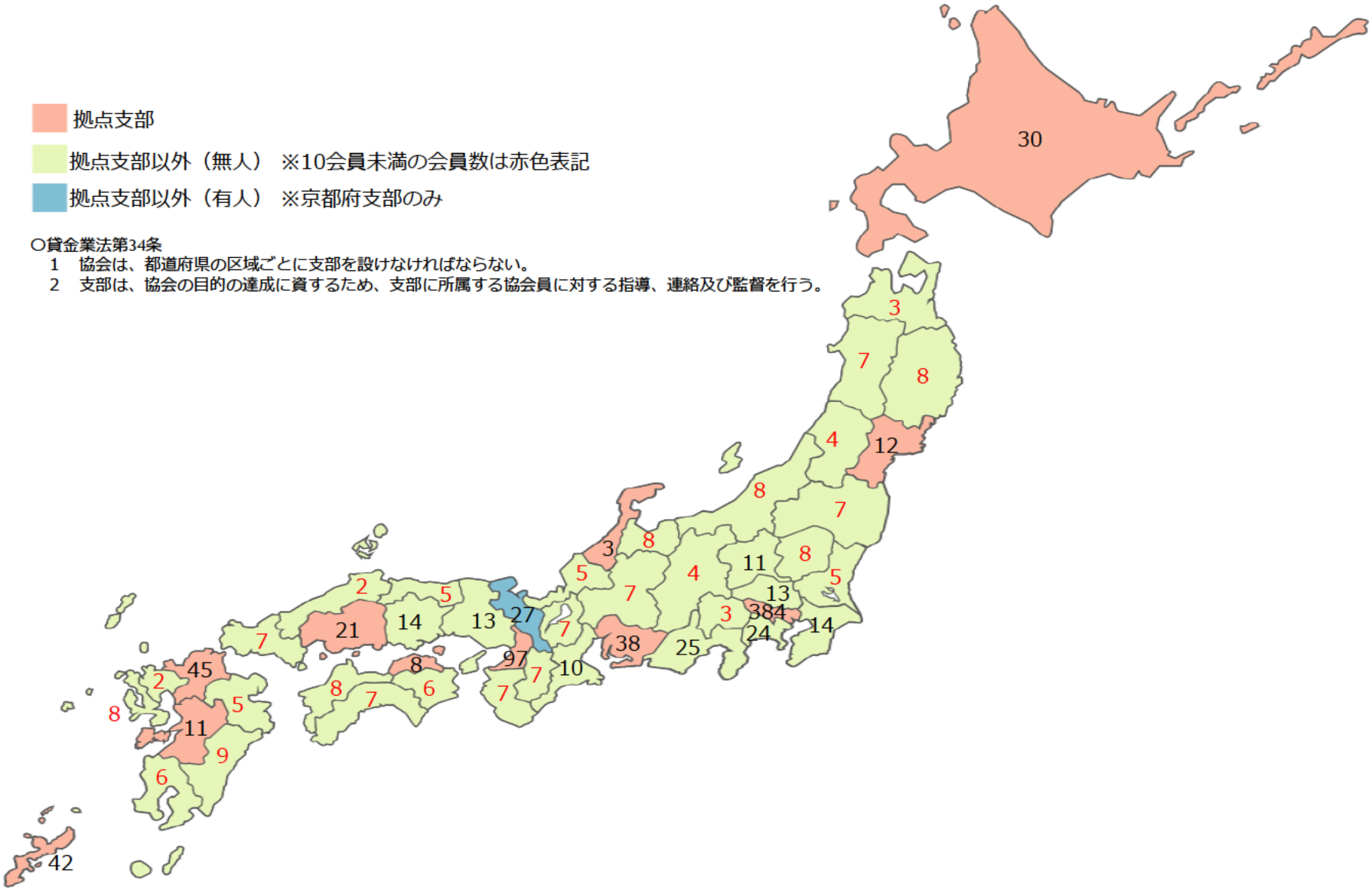
アイフル株式会社　アコム株式会社　株式会社アルクレイン
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
株式会社SBI新生銀行　株式会社オリエントコーポレーション
オリックス銀行株式会社　新生フィナンシャル株式会社
株式会社セントラル　株式会社高島屋クレイキャピタル
日本貸金業協会
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
日本ファイナンス有限会社　三井住友カード株式会社
LINE Credit株式会社

（50音順）2026年9月30日時点

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved

Appendix② 支部毎の所属協会員数

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association



○貸金業法第34条
1　協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。
2　支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

Copyright © 2026 Japan Financial Services Association. All Rights Reserved